

## 警報（気象情報）発令時の措置について

平素より学校教育への深いご理解・ご協力いただきありがとうございます。  
さて、大阪府下に警報が発令された場合の生徒の登校につきまして、茨木市では下記の通りとなっております。  
今後台風等の気象情報には十分に注意をされまして、生徒の登校にご配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 気象情報発令時の措置

- 「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合

1	午前7時の時点での警報発令の場合	自宅待機
2	午前7時から9時までに警報解除の場合	解除された時点で登校
3	午前9時の時点での警報発令の場合	臨時休校

備考 ※登校後に「特別警報」または「暴風警報」が発令されたときは、原則としてその時点で下校となります。安全確認後、下校の措置を取ります。  
※登校時には周辺の状況に注意し、危険を感じたときには登校を見合わせ、ご自宅で待機してください。  
※「大雨警報」「大雨・洪水警報」は休業措置等の対象ではありません。

#### 2. 地震発生時の措置》

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止（状況により学校待機、または集団下校）
	放課後	部活動等中止（状況により学校待機、または下校）
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので臨時休業の連絡がない限り登校する。	

備考 ※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校から連絡いたします。